別紙

【大学の研究力強化に向けた諸外国の研究大学における研究を支える制度に関する調査業務】

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項　●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	１．調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。（仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	＊ 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	＊ 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。（分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	＊ 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	＊ 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。（作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。）	5	5
	２．組織の経験・能力	12	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験		4
	2-1-1. 過去に国内外の大学の研究力に関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		4
	2-2. 組織の調査実施能力	12	4
	＊ 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	6	
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
	＊ 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	6	
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4
	３．業務従事予定者の経験・能力	8	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験		5
	3-1-1. 過去に国内外の大学の研究力に関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。		5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	8	5
	＊ 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	8	
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	４．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		5
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組		5
	4-1-1. 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		5
	５．賃上げを実施する企業に関する指標		3
	5-1. 賃上げの表明		3
	以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする※1） 5-1-1. 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2. 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 （補足）事業年度と暦年の考え方　□ ⊡契約月が令和8年4～12月の場合 □　暦　　年　＝　令和8年1月1日から令和8年12月31日まで □　事業年度　＝　令和8年4月以降に開始する事業年度（例：令和8年6月1日から令和8+1年5月31日まで） ⊡契約月が令和8+1年1～3月の場合 □暦　　年　＝　令和8+1年1月1日から令和8＋1年12月31日まで □　事業年度　＝　令和8年4月以降に開始する事業年度（例：令和8年6月1日から令和8+1年5月31日まで）		3
	5-2. 賃上げ基準に達していない者への減点措置		(-4)
	5-2-1. 以下2点の両方を満たす場合、4点を減ずる。 ・過去に賃上げ実施を表明していながら、実績確認の結果、基準に達していない者として財務省より通知があった者である。 ・上記通知のあった日から１年以内の入札参加である。□ ※該当しない場合、点数は0点とする。		(-4)
	合　計	45	55

注　　価格点：技術点 ＝ 50点：100点（１：２）

【委託業務題目】加点付与基準　※各評価項目について加点を付与しない場合は０点とする。

加点評価項目	評価区分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
１．調査業務の実施方針	25	15	5
1-1-1.仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1.分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1.作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
２．組織の経験・能力	12	6	3
2-1-1.類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2.幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1.円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
３．業務従事予定者の経験・能力	10	6	2
3-1-1.類似調査の実績内容について	5	3	1
3-2-2.調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
４．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
4-1-1.ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	3		
・ 認定段階３	4		
・ プラチナえるぼし認定企業	5		
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（技術審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等			
・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定）	2		
・ トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）	3		
・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））	3		
・ トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）	3		
・ くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））	3		
・ くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）	4		
・ プラチナくるみん認定	5		
・ 行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定	4		
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			

５．賃上げを実施する企業に関する指標	5-1-1と5-1-2のいずれかを加点するものとする。
5-1-1.入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
5-1-2.入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	3
5-2-1.以下2点の両方を満たす場合、4点を減ずる。 ・過去に賃上げ実施を表明していながら、実績確認の結果、基準に達していない者として財務省より通知があった者である。 ・上記通知のあった日から１年以内の入札参加である。□	(-4)

※ 実績を要求要件とする際は、競争性を阻害することのないよう必要最小限とすること。

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を加点の評価項目として設定するとともに、当該項目による得点の配分割合は技術点全体の５％（男女共同参画等に関連する委託業務においては７％以上とし、10%、12%に設定することも可能）とすること。

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入を行わずに合計点数を算出すること。